

Q：私は自宅で生活している障害者です。先日、在宅障害者の生活を支援するために、市町村が行なっている事業があると聞きました。この事業の内容について教えてください。

■市町村障害者生活支援事業

A：市町村障害者生活支援事業は、在宅の障害者に対し在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会性活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護相談および情報の提供等を総合的に実施することにより障害者やその家族の地域における生活を支援し、それにより在宅障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。各地域にある療護施設や障害者 NPO 法人などの身体障害者福祉施設等が委託を受けて、9時～17時以外の時間帯も専門的かつ総合的な相談を実施しています。

[解説]

市町村障害者生活支援事業の目的

○市町村障害者生活支援事業は、障害者やその家族の地域における生活を支援し、それによって在宅障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的として平成8年から実施されています。市町村（特別区をふくみます。）が直接または療護施設や障害者 NPO 法人など身体障害者福祉施設等に委託して次のような事業を実施しています。平成15年4月の時点で全国に367箇所あります。

この事業の特徴は、障害者福祉の総合的な相談窓口として、相談者のニーズに応じた障害者の地域生活における総合的な相談事業を実施していること、医師や看護師、社会福祉士、OT・PT等を嘱託専門援助者として確保することで、専門的な情報や技術の提供をしていること、土・日曜日や9時～17時以外の時間帯も対応するような利用者本位の柔軟な対応をしている事が挙げられます。

このようなサービスを利用するには、地域にある市町村障害者生活支援事業の実施窓口に連絡してください。連絡先は、市町村の障害担当課等で確認することができます。

なお、本事業は平成15年4月1日から一般財源化されました。

[実施内容]

実施の内容は次のとおりです。

1. ホームヘルパー、デイサービス、ショートステイ等の利用援助

ホームヘルパー、デイサービス、ショートステイ等の利用援助に関する事業は次のとおりです。

① サービス情報の提供

- ② サービス利用の助言
- ③ 介護相談
- ④ 利用申請の援助
- ⑤ その他必要な保健医療サービスの利用援助

2. 社会資源を活用するための支援

社会資源を活用するための支援の具体例は次のとおりです。

- ① 授産施設、福祉工場、作業所等の紹介
- ② 福祉機器の利用助言
- ③ 情報機器の利用指導
- ④ 調理等の指導（料理、裁縫）
- ⑤ コミュニケーションの支援（代筆、代読等）
- ⑥ 外出の支援
- ⑦ 移動の支援
- ⑧ 住宅改修の助言
- ⑨ 住宅の紹介
- ⑩ 生活情報の提供（交通、ホテル、買物、映画、音楽等）

3. 社会性活力を高めるための支援

社会性活力をたかめるために、社会生活訓練プログラム等を実施します。プログラムの具体例は次のとおりです。

- ① 自分と障害についての理解
- ② 家族関係、人間関係
- ③ 介護サービスと介助者
- ④ 身だしなみ
- ⑤ 健康管理
- ⑥ 家事、家庭管理
- ⑦ 金銭管理
- ⑧ 安全管理
- ⑨ 生活情報の活用
- ⑩ 交通・移動手段の利用
- ⑪ 趣味、余暇活動
- ⑫ 人生設計

4. ピアカウンセリング

障害者自信がカウンセラーとなって、実際に社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対する個別的援助・支援を行ないます。

5. 専門機関の紹介

障害者のニーズに応じ、身体障害者厚生相談所、職業安定所、「障害児（者）地域療育等

支援事業」および「精神障害者地域生活支援事業」の実施主体、医療機関、保健所等専門機関の紹介を行ないます。

Q：私の夫は精神に障害があり、私が自宅で介護してきましたが、高齢のため十分な介護が出来なくなってきました。そこで、24 時間対応してもらえるホームヘルプサービスを利用したいと思っています。このようなサービスはあるのでしょうか。

■24 時間対応ヘルパー（巡回型）事業とは

A：高齢で介護を十分出来なくなった場合に、24 時間の対応が可能なホームヘルパーについての質問ですが、家族だけでの介護が十分出来ない時にホームヘルプサービスの利用が可能です。そして、24 時間の対応が可能なヘルパー（巡回型）事業があります。このサービスは、ホームヘルパーが 24 時間体制で精神障害者を支援して、福祉の向上を目指します。

[解説]

I 派遣体制

ホームヘルパーの派遣サービスは、利用者の多様なニーズに対し、時間外、休日、夜間などについても対応する派遣体制を整えています。

II 巡回型ホームヘルパー

24 時間対応ヘルパー（巡回型）事業は、ホームヘルパーが巡回して 24 時間の対応を行なう精神障害者居宅介護事業です。この事業では、巡回してホームヘルパーが居宅で必要なサービスを提供します。利用者の家庭にホームヘルパーが派遣され、巡回型で実施し、24 時間にわたる体制で、精神障害者福祉の向上を目指します。

III 利用対象者

精神障害者保健福祉手帳を所持している精神障害者、あるいは現在精神障害を支給理由とする年金給付を受けている人で、精神障害によって日常生活に支障があり、食事や身体の清潔・保持などの介護サービスを必要とする人です。

IV サービス内容

サービスは、精神障害者居宅介護等事業運営要綱に規程された事業です。この事業を巡回して24時間体制で提供します。サービス内容は、調理、生活必需品の買物、衣類の洗濯・補修、居宅掃除・整理整頓、その他の家事です。身体介護は、身体の清潔の保持等、通院・交通や公共機関の利用などの援助で、その他の身体介護です。相談や助言は、生活、介護に関する相談や助言を行ないます。

V 利用時間帯

利用時間帯は、大きく三つに分けられます。昼間帯は午前8時から午後6時、早朝・夜間帯は午前6時から午前8時と午後6時から午後10時、深夜帯は午後10時から翌日午前6時までです。利用時間は、対象者により早朝・夜間帯、深夜帯のみのサービスも可能です。

VI 派遣形態

利用者の家族が就寝時にサービスの提供など、深夜にも業務が行なわれます。したがって深夜帯では2人1組で巡回サービスを提供いたします。サービスの提供では、事前に利用者の心理状態、生活時間、家族の介護状況、訪問時間、サービス内容、所要時間を定めたサービス提供計画を作成します。そして、この計画に基づいてサービスを提供します。しかし、計画外のサービス提供については、その必要性が認められた場合に対応します。

VII 費用

深夜帯の費用については、生計中心者の前年所得課税（次表）を基本に、訪問回数ごとに負担します。昼間帯や早朝・夜間帯は、精神障害者居宅介護等事業運営要綱別表の費用負担基準で負担します。利用者の負担額は、月単位で決定され、それぞれの時間帯の負担金額の合算額です。

VIII 実施

実施している市町村は、他の在宅サービスとの連携、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、医療機関、精神障害者地域生活支援センターなどの関連機関との連携を行なっています。また、市町村は、関係機関と連携して区域内での利用世帯などの実態把握に努め、事業の広報活動を行ない事業普及を行ないます。

現在この制度の実施状況は、一部の県で実施されていると言えます。例えば、宮城県、仙台市、滋賀県などです。

IX 介護福祉への委託

この精神障害者居宅介護等じぎょうは、介護福祉士に委任できます。介護福祉は、「介護福祉士に対するホームヘルプサービス事業委託基準」が示されています。委託を受ける人

は、介護福祉士の資格があり介護業務に十分な経験(10年以上)がある人です。また、介護教務とは介護福祉士受験資格要件に示されている介護業務に準じます。